



第2期阿南市認知症施策推進計画

令和3年度～令和5年度



令和3年8月
阿南市

目次

1	計画の基本的事項	1
(1)	背景・目的	1
(2)	位置付け・期間	1
2	阿南市の認知症高齢者等の現状と課題	2
(1)	被保険者数・要介護(要支援)認定者数の推計	2
(2)	認知症高齢者の状況	3
3	計画の基本方針	5
(1)	基本理念	5
(2)	計画の基本目標	6
4	施策の展開	7
(1)	施策の体系	7
(2)	施策の行動計画	8
①	認知症への理解を深めるための普及・啓発	8
②	認知症予防に資する活動の推進	9
③	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	11
④	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	13
5	計画の進捗管理	17

1 計画の基本的事項

(1) 背景・目的

我が国の認知症高齢者の数は、2012(平成24)年で462万人と推計されており、2025(令和7)年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれています。こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年を見据え、平成24年9月に「認知症施策推進総合戦略～5ヵ年計画」(オレンジプラン)、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、そして令和元年6月には、認知症施策推進大綱を策定し、認知症施策の取組を進められてきました。

本市では、「阿南市高齢者福祉計画・第8期阿南市介護保険事業計画」の基本理念「住み慣れた地域で支え合い すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられる あたたかい地域社会の実現」を目指し各種事業を展開しています。その施策の一つである「認知症施策の推進」を着実に進めていくため、国がまとめた認知症施策推進大綱に基づき、本市認知症施策の具体的な行動計画として、本計画を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指す取組を推進していきます。

(2) 位置付け・期間

本計画は、「阿南市高齢者福祉計画・第8期阿南市介護保険事業計画」の「認知症施策の推進」の具体的行動計画としての位置付けとなっています。したがって、本計画の期間は、「阿南市高齢者福祉計画・第8期阿南市介護保険事業計画」の計画期間に合わせて、令和3年(2021年)度から令和5年(2023年)度までの3年間とします。

2 阿南市の認知症高齢者等の現状と課題

(1) 被保険者数・要介護(要支援)認定者数の推計

本計画期間の被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の推計の推計は、次のとおりとなっています。

【被保険者数の推計】

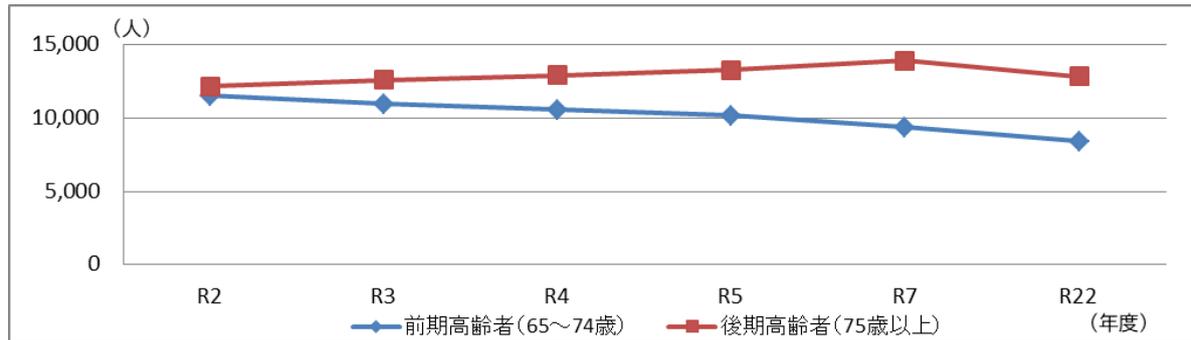
表1 阿南市の高齢者数の推計

(単位:人)

年齢区分	令和2年度 (R2.9.30)	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第2号被保険者(40~64歳)	22,868	21,912	21,702	21,492	21,071	16,635
第1号被保険者(65歳以上)	23,662	23,567	23,494	23,423	23,279	21,239
前期高齢者(65~74歳)	11,520	10,968	10,571	10,174	9,379	8,399
後期高齢者(75歳以上)	12,142	12,599	12,923	13,249	13,900	12,840

阿南市の推計・国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30年3月推計)を補正したデータ」により推計

図1 阿南市の高齢者数の推計



【要介護(要支援)認定者数の推計】

表2 要介護(要支援)認定者数の推計

(単位:人)

区分	令和2年度 (R2.9.30)	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
要支援1	403	377	382	386	394	404
要支援2	476	509	515	520	530	564
要介護1	927	950	961	969	989	1,071
要介護2	741	774	783	793	810	874
要介護3	637	667	676	683	698	787
要介護4	628	648	658	666	683	782
要介護5	496	503	511	515	529	597
合計	4,308	4,428	4,486	4,532	4,633	5,079

(2) 認知症高齢者の状況

令和元年度の要介護認定申請者の主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度の結果データから本市の状況を集計しました。

なお、集計結果に表記している「認知症高齢者の日常生活自立度」は、次ページ下部の判断基準によります。

図2 要介護(要支援)認定者数の推計

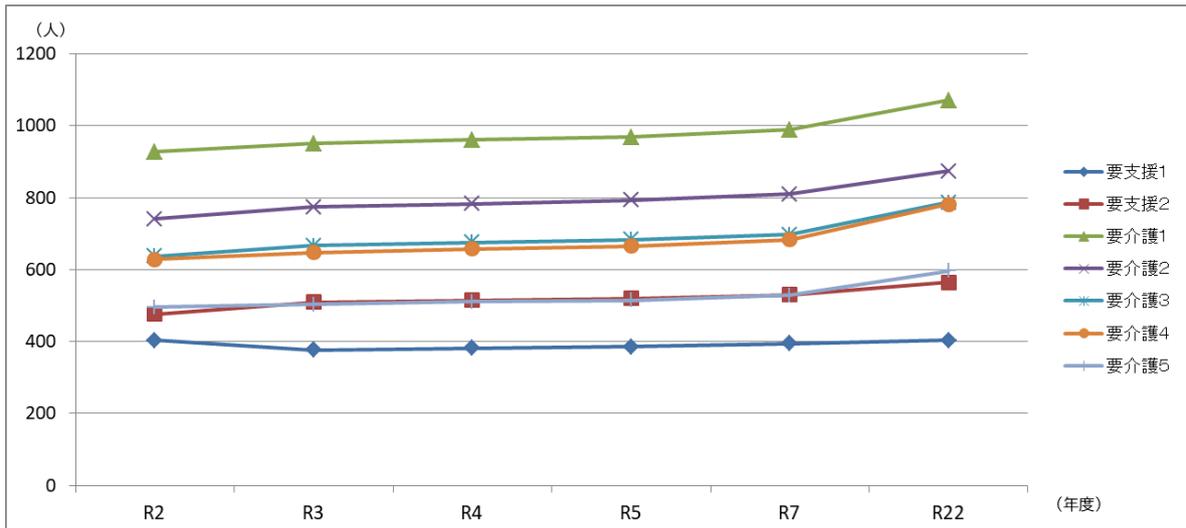
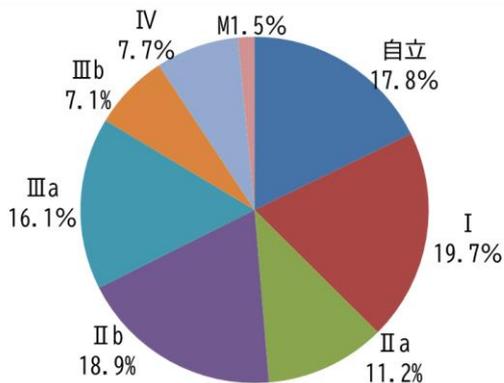


表3 阿南市の要介護認定者の認知症高齢者の日常生活自立度

	自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	合計
人数 (人)	720	800	454	766	652	287	314	62	4,055
割合 (%)	17.8	19.7	11.2	18.9	16.1	16.1	7.1	7.7	100

令和元年度要介護認定申請者の主治医意見書による

図3 阿南市の要介護認定者の認知症高齢者の日常生活自立度



・要介護認定者の約82%の人に、何らかの認知機能低下(自立度I※以上)がみられます。
 ・認知症高齢者の自立度II以上の見守りが必要な人は、約62%となっています。

※自立度については、4ページ表4認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準を参照してください。

表4 認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ事
II b	家庭内でも上記IIの状況が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない事
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる。火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療が必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他傷等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

このような結果から、要介護認定者の増加に伴い、何らかの認知機能低下(自立度 I 以上)の方の増加が見込まれることから、認知症施策の推進は、地域包括ケアシステムを推進していく上での最重要課題となっています。

3 計画の基本方針

(1) 基本理念

国がまとめた認知症施策推進大綱において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくとなっています。

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進
若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業推進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進し、これらの施策はすべて認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本としています。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

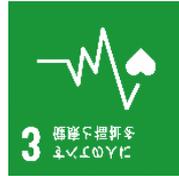
本市においても、認知症施策の推進が地域包括ケアシステムを深化・推進し、「地域共生社会」を実現する上での最重要課題の1つであるとの認識の下、認知症施策推進大綱の趣旨を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

〔基本方針〕

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域社会の実現

また、本計画において、2015年、国連持続可能な開発サミットにおいて掲げられた2030年に向けての持続可能な開発目標(SDGs)では、「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17

パートナーシップ」で目標を達成しようが関連すると考えられます。



(2) 計画の基本目標

基本方針に基づく施策の展開のため、次の基本目標を定め取り組んでいきます。

基本目標1 認知症への理解を深めるための普及啓発

地域における認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及・啓発や地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターの周知の取組を推進します。

基本目標2 認知症予防に資する活動の推進

運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等認知症の予防に資する可能性がある活動を推進します。

基本目標3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症早期発見・早期対応のためにかかりつけ医・認知症支援推進員、認知症初期集中支援チームの連携強化や認知症の人やその介護者の精神的、身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

基本目標4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

生活環境において認知症になっても利用しやすい改善、成年被後見制度の利用促進、若年性認知症の人への支援体制整備、社会参加を推進します。

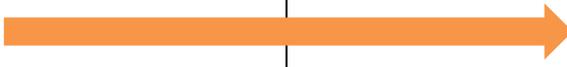
4 施策の展開

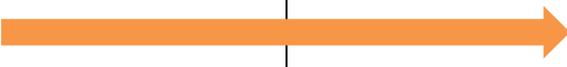
(1) 施策の体系

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発
ア 認知症サポーター等養成事業
イ チームオレンジによる活動展開
② 認知症予防に資する活動の推進
ア 介護予防把握事業
イ 介護予防普及啓発事業
ウ 介護予防活動支援事業
エ 一般介護予防事業評価事業
オ 地域リハビリテーション活動支援事業
③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
ア 認知症初期集中支援チームの設置
イ 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置
ウ 認知症地域支援推進員の設置
エ 在宅医療・介護連携の推進
④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・ 社会参加支援
ア 高齢者見守りキーホルダー事業
イ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業
ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業
エ 成年後見制度の普及・利用の促進
オ 高齢者虐待の防止
カ 消費者被害防止施策の推進

(2) 施策の行動計画

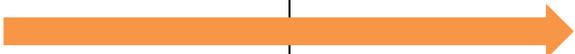
① 認知症への理解を深めるための普及・啓発

ア 認知症サポーター養成と活動の支援			
目的	認知症の人やその家族が安心して暮らせるためには、認知症への理解を深めるための普及・啓発が不可欠であることから、認知症サポーター養成講座を各地域で開催し、見守り支え合えるあたたかい社会の実現を目指します。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を開催します。		
サポーターの養成人数	520人	550人	580人
ステップアップ講座の受講者数	30人	35人	40人
キャラバン・メイトの人数	125人	135人	145人

イ チームオレンジによる活動の展開			
目的	地域貢献意識の高い認知症サポーターに活躍の場を提供し、もって認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進します。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	認知症カフェの開催や見守り訪問活動を行う仕組みづくりとその普及展開に取り組めます。		
チームオレンジの結成状況	1か所	2か所	4か所

② 認知症予防に資する活動の推進

ア 介護予防把握事業			
目的	地域住民や保険部局との連携によって収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	健康リスクの高い世帯等を戸別訪問し、支援につなげます。		
戸別訪問件数	60件	60件	60件
支援件数	5件	10件	15件

イ 介護予防普及啓発事業			
目的	講演会及び介護予防教室の開催や介護予防に関するパンフレットの配布等を通じ、運動、口腔、栄養、認知症予防等の知識の普及啓発を行います。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	認知症予防等の知識普及啓発を行います。		
講演会開催数	1回	1回	1回
教室開催数	30回	30回	30回
パンフレットの配布部数	200部	300部	400部

ウ 地域介護予防活動支援事業			
目的	誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の「通いの場」等の活動を地域の実情に応じて支援します。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	市と地域包括支援センターが連携し、「通いの場」の周知啓発と活動の継続支援等に取り組みます。		
いきいき100歳体操グループ数	85グループ	90グループ	95グループ
あななんサロングループ数	55グループ	60グループ	65グループ
介護支援ボランティア数	10人	15人	20人

エ 介護予防事業評価事業			
目的	一般介護予防事業を含め地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図ります。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	地域包括支援センターと連携し、「通いの場」に訪問して事業評価する。		

オ 地域リハビリテーション活動支援事業			
目的	リハビリテーションに関する知見を有する専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を支援します。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	いきいき100歳体操を行うグループに理学療法士等を派遣します。		
理学療法士派遣数	170回	180回	190回
その他リハビリ職の派遣数	5回	10回	15回

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

ア 認知症初期集中支援チームの設置			
目的	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム(ファーストケアチーム)」を設置し、初期段階のうちに認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期集中支援体制を整備しています。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	チームによる支援の広報・周知に取り組みます。		
相談対応件数	40件	40件	40件

イ 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置			
目的	認知症初期集中支援チーム(ファーストケアチーム)の設置及び活動状況等について検討し、認知症初期集中支援事業に関する施策を地域における医療・保健・福祉の関係機関等と一体的に推進できるよう合意形成及び連携強化を図ります。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	事業実施状況等に対するPDCAサイクルに沿った評価をします。		
検討委員会開催	1回	1回	1回

ウ 認知症地域支援推進員の配置			
目的	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置して、認知症の状態に応じたサービスの提供支援や介護者の負担軽減を図ります。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	認知症ケアパスの配布、認知症カフェ開催支援による介護者の負担軽減に取り組みます。		
ケアパスの配布	100部	150部	200部
カフェ設置数	5ヶ所	6ヶ所	7ヶ所

Ⅰ 在宅医療・介護連携の推進			
目的	医療・介護の支援者間の連携を強化することで、認知症の人の状態に応じて、適切な医療・介護のサービスが切れ目なく提供される体制づくりを推進します。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	認知症ケアパスの作成及び普及啓発します。 在宅医療・介護関係者に対する相談支援をします。		
在宅医療・介護連携支援センターにおける相談対応件数	30件	35件	40件

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

ア 高齢者見守りキーホルダー事業			
目的	認知症状のある高齢者等に対し、登録番号を付した「高齢者見守りキーホルダー」を身に付けていただくことで、徘徊等で行方不明になった場合に、キーホルダーにより身元の確認が可能となり、早期発見につながることを目的とします。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	事業の普及啓発を実施し、利用促進を図ります。		
利用者数	30人	40人	50人

イ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業			
目的	徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業は、徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報をあらかじめ市及び消防本部に登録しておくことで、協力関係機関と連携し、行方不明発生時における早期発見と家族等への支援を図ります。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	事業の普及啓発を実施し、利用促進を図ります。		
利用者数	40人	50人	60人
協力事業者数	5事業者	8事業者	10事業者

ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業			
目的	徘徊のみられる認知症の高齢者を介護する家族に対し、安心して介護できる環境を確保するため、徘徊時に早期発見できるよう位置検索機能が付されたGPS端末装置を貸与し、その初期費用のみ助成します。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	事業の普及啓発を実施し、利用促進を図ります。		

工 成年後見制度の普及・利用の促進			
目的	<p>認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に、後見人等を選任し、財産管理及び意思決定支援、身上監護を行うことでその人の権利を保護し支えることを目的に、令和2年9月に策定した「阿南市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の普及・利用促進に取り組みます。</p>		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	<p>地域包括支援センターと連携して、制度の普及啓発及び利用相談支援を行います。</p>		
後見等開始審判の件数	15件	20件	25件

オ 高齢者虐待防止			
目的	<p>虐待を受けている高齢者自身は、自分から助けを求めにくい状況に置かれていることが多く、高齢者虐待を早期に発見し対応していくために、高齢者の身近にいる人や相談機関等との連携を図ります。</p>		
実施年度	令和3年度	平成4年度	平成5年度
実施内容	<p>地域包括支援センターを中心に、地域住民や介護支援専門員の協力を得ながら、高齢者虐待の未然防止に取り組みます。</p>		

カ 消費者被害・特殊詐欺の防止			
目的	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は訪問販売、振り込め詐欺、還付金詐欺等による消費者被害に遭うことが多いため、地域において日ごろから見守っていく体制の構築に取り組みます。		
実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施内容	地域包括支援センターや消費生活センターと連携して、消費者被害防止の啓発と注意喚起を行います。		

5 計画の進捗管理

本計画の進捗状況については、「阿南市認知症初期集中支援チーム検討委員会」において、各年度における評価及び改善内容についての協議を行うこととします。

計画の最終年度である令和5年度においては、計画期間の総括を行うとともに、評価結果を上位計画である「阿南市高齢者福祉計画・第8期阿南市介護保険事業計画」の評価に反映させ、それぞれの次期計画を策定する上での基準として位置付けます。